

セキュリティ等管理システム構築・ 切替業務委託仕様書

令和7年9月3日

宮崎県国民健康保険団体連合会

1. 名称

セキュリティ等管理システム構築・切替業務委託

2. 概要

国保連医療保険ネットワークに接続しているデータ集配信システムは、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下、「本会」という。）と国民健康保険中央会（以下、「国保中央会」という。）間を結び、他県レセプト、リリース資材、セキュリティパッチ、ウイルスパターンファイル等のデータを集配信するためのシステムとして、平成19年度に導入されたものである。

今回、データ集配信システムを更改するにあたり、各標準システムのクラウドリフトに伴い、業務データの他県データ交換やオンライン請求システムの電子レセプトデータ等の送受信が無くなり、主に端末に対するドメイン管理、セキュリティ対策ソフト管理等の機能となるため、同様に端末に対する検疫等セキュリティ管理が主たる役割の基幹系セキュリティ対策システムおよび保険者向けセキュリティ対策システムと統合される。

また、業務要件が変更になることにより、システム名称もデータ集配信システムからセキュリティ等管理システム（以下、「次期システム」という。）となる。

今般、当該システムのハードウェア等が機器更改の時期を迎えるため、本会に設置するハードウェア、ミドルウェア等を国保中央会による一括調達にて行った。

本件の落札者は、次期システムの安定稼働と円滑な運用に必要となるシステム構築作業とシステム切替作業を行う。

3. 委託期間および支払時期

委託期間は、本会の次期システム切替が令和8年3月下旬に計画されていることから、契約締結日から令和8年3月末までとする。

なお、委託料の支払いは、全ての委託業務の完了後に一括して支払う（令和8年4月）。

4. 受託資格

これまでに、データ集配信システム、基幹系セキュリティ対策システム、保険者セキュリティ対策システムのいずれかのシステム構築実績があること。

5. 業務履行の場所

宮崎市下原町231番地1

宮崎県国民健康保険団体連合会 東別館2階 サーバ室

6. 委託の範囲

委託範囲は、下記6. 1 ~ 6. 2に定める以外は「セキュリティ等管理システム切替計画書」の内容とする。必要に応じて、随時、国保中央会提供資料を追加する。

〔本会提供資料〕※随時、最新版を提供する。

- ・セキュリティ等管理システム切替計画書(0.9版)
- ・セキュリティ等管理システム基本設計書

6. 1 全体調整（計画・管理・調整）

下記を実施すること。

- (1) プロジェクト管理
- (2) 全体スケジュール作成、進捗管理
- (3) 定例ミーティング開催（月1回を基本とし、必要に応じて随時開催する。）
- (4) 課題管理表作成
- (5) 議事録作成

6. 2 その他

○下記については、本調達の対象外とする。

- ・サーバ室内におけるLAN配線（国保中央会一括調達業者が行う）
- ・保険者向けファイアウォールの設定変更（ファイアウォール保守業者が行う）
- ・現行システム（データ集配信システム、基幹系セキュリティ対策システム、保険者向けセキュリティ対策システム）機器撤去・廃棄（別途調達を行う）

○次期システムの切替においては、次期特定健診システム切替と連動して実施するため、次期特定健診システム構築業者とも連携して確実に実施すること。

○現行システム（データ集配信システム、基幹系セキュリティ対策システム、保険者向けセキュリティ対策システム）での作業（調査、データ移行等）については現行システム運用業者と十分に調整したうえで実施すること。

7. 納品物

下記については、本会が定める時期（令和8年3月31日）までに納品すること。

- (1) 国保中央会への提出ドキュメント（本会作成分について、必要な支援を行うこと）
- (2) 運用テスト結果報告書
- (3) 運用に関するドキュメント（マニュアル・手順書など）
- (4) 業務完了報告書
- (5) 議事録
- (6) その他本会が必要と認める書類一式

8. セキュリティ要件

- (1) 各種関係法令の遵守

受託者は、本会が提示する「個人情報取扱特記事項」等、また情報セキュリティに関する法令・ガイドライン等を遵守すること。

- (2) 事故報告義務

受託者は、提供資料の盗難、破損若しくは汚損が生じたとき又は個人情報データの漏えい、滅失、紛失等の事故が発生した場合、又は本業務の履行において支障が生じた場合は、直ちにその状況を本会に報告し、受託者の責任において解決しなければならない。また、受託者は、事故への対応後、速やかに報告書を本会へ提出しなければならない。

- (3) 損害賠償

受託者は、以上の事項に関して本会又は本会以外の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。本会が受託者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

- (4) 資格等

セキュリティ確保に関わるシステムであることから、受託者においては、高いセキュリティ資格の保持が必要と考える。セキュリティ面においては、ISO27001の取得又はそれと同等の対策を講じていること。

9. 第三者への再委託について

受託者は受託業務を再委託してはならない。ただし、あらかじめ、本会の書面による承諾を得たときはこの限りではない。この場合においても、受託者は受託業務の全部または主要部分（総合的な判断及び業務遂行管理部分）を第三者に再委託することはできない。受託業務の一部を再委託する場合、契約締結時に本会が指定する「一部再委託承諾申請書」を提出し、承認を得

ること。

なお、第三者に再委託する場合でも、その最終的な責任は受託業者が負うこととする。